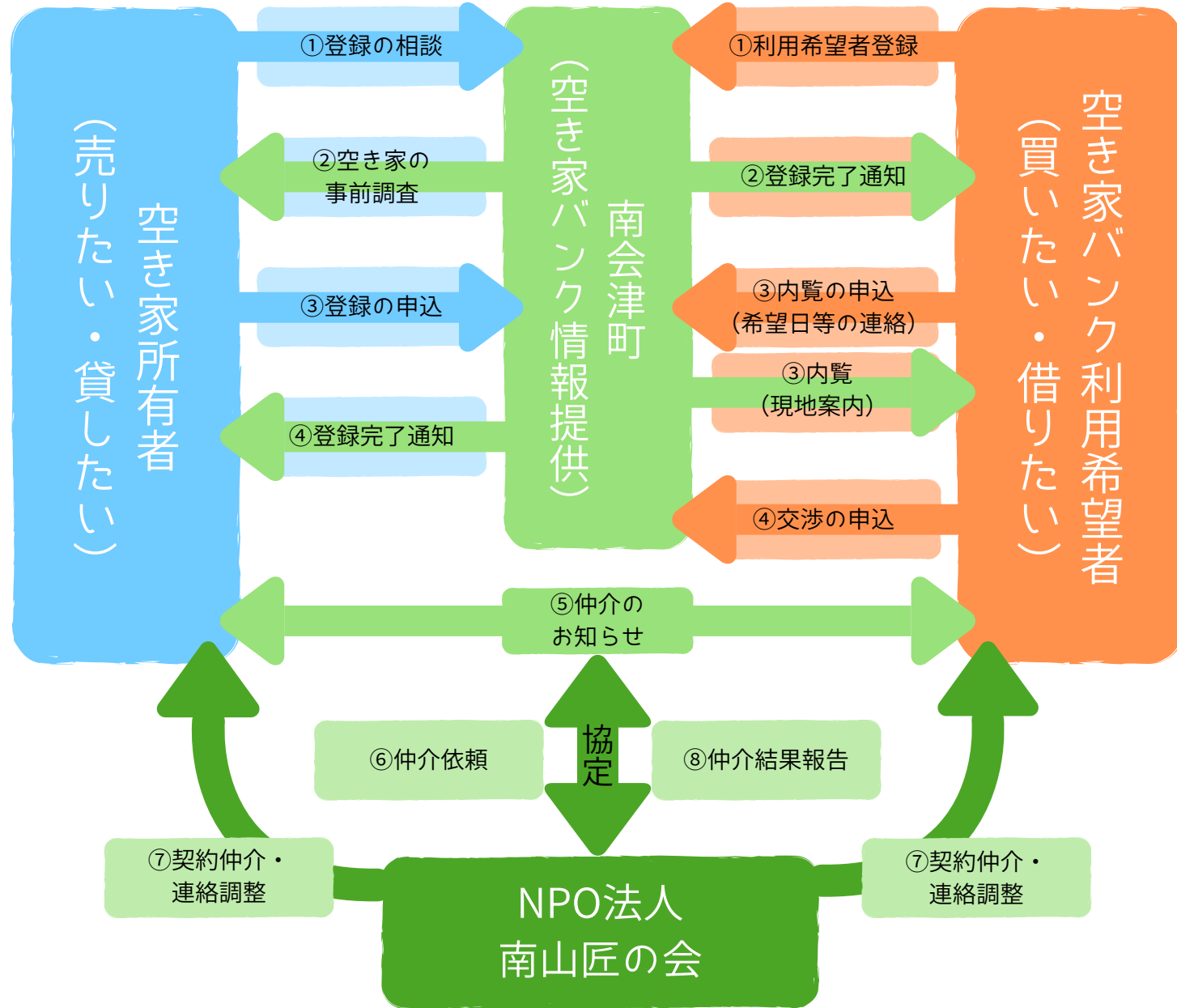




空き家バンク契約 までの流れ



南会津町

空き家バンク

南会津町の空き家を
紹介するべえ！



空き家バンクってなんだべえ？

町内に空き家を所有し、賃貸または
売買物件として提供を希望する所有者
からの申し込みにより物件情報を登録
し、ホームページで公開します。

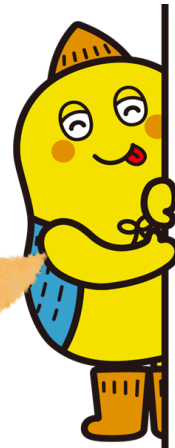
登録された物件は、町への移住・定
住を目的として空き家の利用を希望す
る人に対して紹介します。

空き家バンクの
情報はこちらから！



問い合わせ先（空き家・移住等）

南会津町 総合政策課 地域振興係
〒967-0004
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1
TEL 0241-62-6210 FAX 0241-62-1288
Email h_seisaku@minamiaizu.org



空き家を 売りたい人・貸したい人

1. 物件登録の相談

町内にある空き家を「売りたい、貸したい」とお考えの方は担当者までご相談ください。登録には様々な条件がありますので、電話又は対面でヒアリングを行います。

条件に該当する場合は、現地調査の日程調整を行います。

【留意点】
管理不全空き家の場合や、建物の移転登記が済んでいない場合などは登録できません。

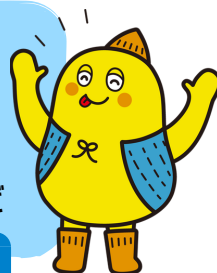
総合政策課 地域振興係
0241-62-6210

2. 空き家の現地調査

所有者又は管理者立ち合いのもと、登録前の事前調査を行います。

【調査内容】

- ①建物の状態の確認（外観・内観）
- ②間取りの確認
- ③ホームページ掲載用の写真撮影 など



3. 空き家バンクへの登録申請

必要書類を提出していただき、空き家バンクへの登録申請を行います。詳しくはQRコードからご確認ください。

売買（賃貸）価格の変更を行う際も届出が必要ですので、ご希望の場合は担当者までご連絡ください。

空き家バンク
利用方法



4. 登録完了・登録中の適正管理

- 登録完了後は、町から登録完了通知を送付しますので大切に保管してください。
- 登録中も契約が成立するまでは適正管理（除草・除雪等）をお願いします。
- 空き家の購入又は賃貸希望者から交渉の申込を受けた場合は、町から「仲介のお知らせ」を送付します。お知らせに仲介担当者が記載されておりますので、交渉に関するお問い合わせはそちらまでお願いします。
- 登録中に個人的に購入又は賃貸希望の申し出があった場合は、個別に交渉いただくことも可能です。ただし、空き家バンクの登録を取り下げる必要がありますので、町担当者までご一報ください。

空き家を 買いたい人・借りたい人

1. 空き家バンク利用登録

気になる物件を見つけて内覧したい場合は、下記の必要書類を提出し、利用登録をする必要があります。

- ①様式第7号 利用希望者登録申込書
- ②身分を証するもの（運転免許証又はマイナンバーカードの写しなど）

【利用条件】

- 南会津町への移住・定住、二地域居住をご希望の方。（町内の方も歓迎）
- 現住所地で市町村税の滞納のない方。
- 自然環境、生活文化等を十分に理解、尊重し、地域住民と協調して生活する意思のある方。

オンライン申請も
可能ですのでご利用
ください！



2. 空き家バンク登録物件の内覧

利用登録が完了し、町から「登録完了通知」が届きましたら、内覧希望日を電話又はメールでご連絡ください。内覧は町職員がご案内しますので、平日の勤務時間のみとなります。

また、同一の物件を複数名が内覧希望する場合は、先に日時を指定された方からご案内しますのでご承知おきください。

3. 空き家バンク利用申請（交渉申込）

内覧した物件が気に入った場合は、必要書類を提出していただき、交渉の申込を行います。詳しくはQRコードからご確認ください。

空き家バンク
利用方法



4. 物件の交渉・契約

交渉・契約に関する仲介については、町が協定を結ぶ「NPO法人 南山匠の会」が行います。町は匠の会へ仲介依頼を行い、双方へ仲介のお知らせを送付します。交渉に関する連絡は、お知らせに記載されている仲介担当者までお願いします。

南会津町定住促進すまいる補助金

空き家バンクを利用した購入や改修に対して、補助制度があります。補助要件等詳しくは下記URL又はQRコードからご確認ください！

<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/official/soshikikarasagasu/sogoseisakuka/iju/3038.html>

